

# 契約条項説明書

業務名	太田川流域下水道東部浄化センター 外1か所沈砂・しき搬出処理業務
業務場所	広島市南区向洋沖町1番1号、安芸郡熊野町出来庭三丁目8-33
委託期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
入札日時	令和7年1月29日（水） 午前10時30分から
入札場所	太田川流域下水道東部浄化センター 2階会議室 (広島市南区向洋沖町1番1号)

## 1 業務の執行

この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則を準用し執行する。

## 2 契約に関する事項

### (1) 契約日

入札日（落札通知をした日）から原則5日以内（土日等休日を除く。）とする。

### (2) 入札保証金

免除する。

### (3) 契約の方法

契約期間全体（2年分）のトン当たりの単価契約とする。

### (4) 見積る金額

太田川東部浄化センターからの搬出量1トン当りの搬出処理費（産業廃棄物埋立税相当額を含む。）とする。

※熊野中継ポンプ場からの搬出処理費（1トン当たり）については、上記の東部浄化センターからの搬出処理費に一定率を乗じて自動的に算出する。

熊野処理費（円/トン）＝落札金額（円/トン）×**1.198721**：（円未満切り捨て）  
これに消費税、地方消費税を加えた金額とする。（円未満切り捨て）

### (5) 契約保証金

ア 契約総額の100分の10に相当する額を納付すること。

ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したときは、納付を免除する。

イ 契約総額とは、施設ごとの搬出処理単価（産業廃棄物埋立税相当額を含む。）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加算した額に、仕様書に記載された各々の搬出計画量に乗じた額を合計した金額をいう。

### (6) 報告

ア 定期報告

毎月又は仕様書に定める基準により、実施した業務の内容を報告すること。

イ 完了報告

全ての業務が完了したときは、完了報告すること。

(7) 検査

定期報告又は完了報告（手直しの場合を含む。）を受けた日から起算して 10 日以内に検査を行う。

(8) 支払条件

ア 前金払：なし

部分払：各年 5 回（2 か月ごとの出来形による。）

イ 部分払については出来形検査後、完了払については完了検査合格後、各々適法な請求を受けた日から起算して 30 日以内に支払う。

3 入札に関する事項

(1) 最低制限価格

なし

(2) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（産業廃棄物埋立税相当額を含む。）に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等を控除した金額を入札書に記載すること。

(3) 再度入札

入札金額の全てが予定価格を上回った場合は、入札金額のうち、最低の金額を讀上げて再度入札を行うこととするが、讀み上げた最低入札金額以上の入札は認めない。

(4) 再度入札の回数

再度入札の回数は 5 回までとする。（初回を含めると 6 回まで）

(5) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札開始前にその代理権を証する書面（委任状）を提出すること。

(6) 入札辞退

ア 入札への参加を辞退する場合は、入札開始前に「辞退届」を提出すること。

イ 再度入札を辞退する場合は、その場で申し出ること。

(7) 最低の金額を入札した者が複数の場合

予定価格の範囲内で最低の金額を入札した者が複数の場合は、くじにより落札者を決定する。くじを辞退することはできない。くじを引かない場合には、公社職員が代わってくじを引く。

(8) 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札は無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

- エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
- オ 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
- カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

(9) この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。

ア 提出方法等

入札に参加する者は、入札の前に提出すること。

イ 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、失格とし、落札者とししないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

#### 4 業務内容

別冊仕様書のとおり

#### 5 その他注意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請契約により業務を実施する等契約当事者間の信頼を損う行為は行わないこと。
- (3) この入札による契約は、当該契約に係る令和7年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和8年度の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人広島県下水道公社はこの契約を解除することができるものとする。